

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

融資 経営者保証改革プログラム
税制 貸倒損失
社保 年度更新・定時決定
メディア実績

6
月号



お客様インタビュー

『株式会社BAGUE』

伊藤 正孝 様



株式会社BAGUE

代表取締役 伊藤 正孝様(写真左)

西宮オフィス 所長 松下 欣史(写真右)

サン共同に依頼をしたきっかけ

以前は出版社のファッション部の営業として勤めていました。独立する予定はなかったのですが、2年くらい前に会社事情で退職をすることになりました。その際、ありがたいことに当時のクライアントから引き続きらせていただけることになったので、急遽法人化する流れとなりました。

税理士事務所を探す上でのポイントは、打ち合わせで訪問することを考えたときにオフィスがある同じ西宮エリアで探していました。Googleマップなどを活用し、ネット検索をする中で見つけたのがサン共同さんでした。松下さんに話を聞いてみようと思ったのは、年齢が私と近かったのと優しそうだなと思ったからです。

担当者への感想

実際にお会いしてみて、私が写真で見た印象通り、優しく税金に関して色々なことを教えてくれる方でした。同世代ということもあり、仕事以外の話も気が合い、とても信頼しています。普段は、西宮オフィスの田中基子さんという方とやりとりをしているのですが、チャットワークで気軽に質問できるのでありがたいです。

私の会社が使える助成金はないんですか?と少々むちゃぶりの話でも、すぐに見つけてもらったり、必要に応じて電話をかけてくださることもあり、とても丁寧に対応してくれていると感じております。

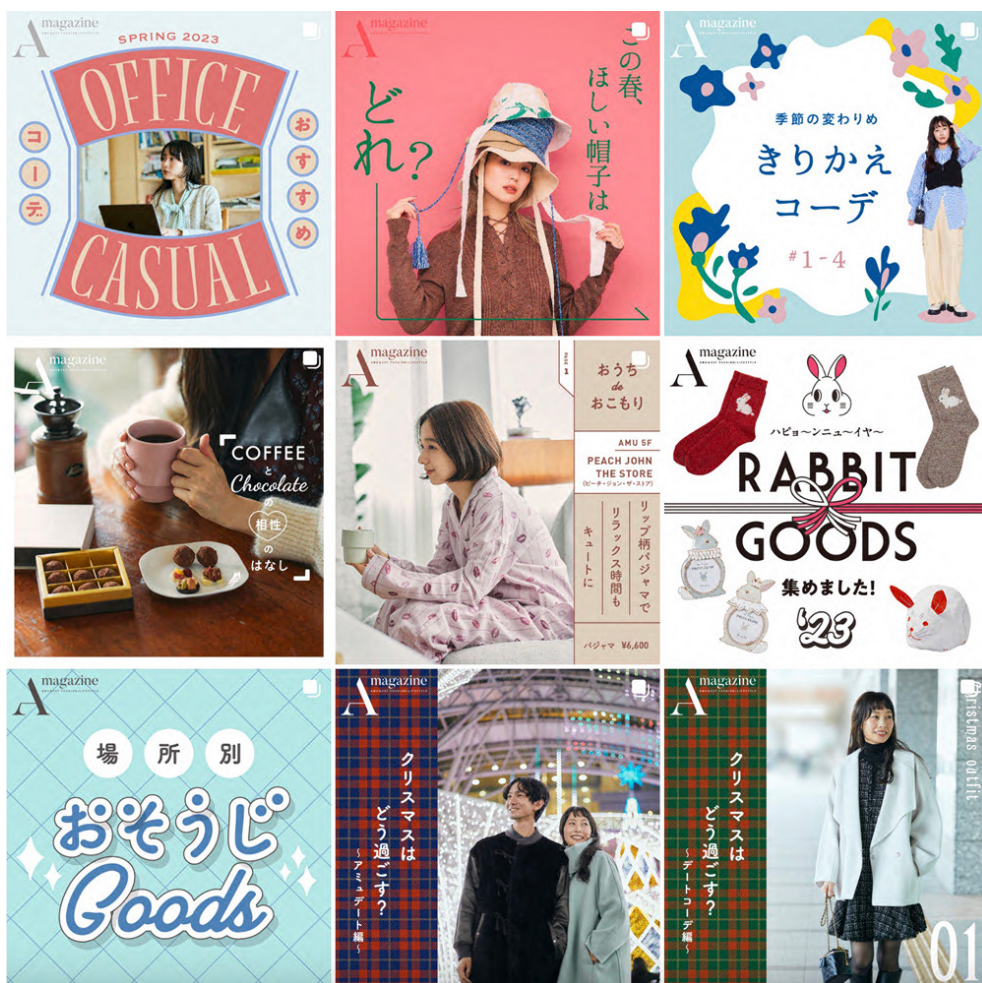
今後の展望

前職からファッション関係のWEB構築や制作などをしていますが、今後は別のジャンルのお客様ともご縁を広げたいと考えています。クルーズ船を運営されている会社さんや、映画会社さんなどもお話をいただいておりますが、更に色々な業界の方と出会っていきたくと思っています。

あとは、採用活動にも力を入れていきたいです。

社名のBAGUE(バグ)はフランス語で“輪”という意味です。

独立に際してもたくさんの人との輪があり繋がれてこられたように、関わる方すべての輪を繋げていきたいと思っています。



社名:株式会社BAGUE
 代表者名:伊藤 正孝
 HP:https://bague-o.com/
 Mail: ito@bague-o.com

■業務内容

- ・制作ディレクター(エディター、デザイン、カメラマン、ライター、スタイリスト、ヘアメイク、モデルなどの手配、印刷含む)
- ・動画撮影
- ・WEB制作
- ・インスタグラマー、ユーチューバー、モデルなどのブッキング
- ・SNSの運営、広告の配信

■クライアント実績

- ・株式会社JR博多シティ
- ・株式会社JR熊本シティ
- ・JR西日本SC開発株式会社
- ・株式会社ミルク
- ・ららぽーとexpocity
- ・亀岡市
- ・JTБ
- ・一本松海運

3

美味しいご飯に、素敵なお部屋
 贅沢なお宿で非日常を味わおう



京都・湯の花温泉 松園荘 保津川亭

京都府亀岡市湯の花温泉
 〒603-8101
 0771-22-0903(TEL)
<http://www.suikyo.com/>
 料金は1泊(2名) 15,500円～



湯の花温泉 雲YUNOHANA RESORT 翠泉

京都府亀岡市ひら田野村湯の花温泉
 〒603-8100
 0771-22-7979(TEL)
 料金は1泊(2名) 38,000円～(平日)



湯の花温泉 おもてなしの宿 湊山閣

京都府亀岡市ひら田野村湯の花温泉20-6
 〒603-8100
 0771-22-0350
<http://www.kozanroku.com/>
 012(2名) 14,765円～



**京都府亀岡市本橋町平坂2-10-1
 湯山の休日 京都・燻河**

〒603-8100
 0771-26-2345(TEL)
 1泊(2名) 18,950円～



JR亀岡駅やサングスタジアムから徒歩1分という好立地にオープンしたサロイヤールホテル 亀岡駅前。80室のシングルルームと20室のダブルルームで構成され、サングスタジアムで行われる試合の日には満室になることもしばしば、日帰りでも利用できるSPAは、売上のライナップで日中楽しめます。1Fにあるイタリアレストラン「アレア」で飲ごしらえも可能。

サロイヤールホテル 亀岡駅前

京都府亀岡市亀岡駅前2-7-7
 〒603-8100
 0771-23-1106
<http://www.saroyal.com/>
 012(2名) 7,950円～



知る人ぞ知る隠れ宿 大人の贅沢をゆったりと味わおう

わずか13室しかないこちらの宿では、日々の隠れ宿から隠れた、隠れも隠れられない豪華な非日常を過ごすことが出来ます。四季折々の書み込みがなされる、熟練の技で仕上げた華やかな会席を半個室で味わえるのも魅力的なポイント。

湯の花温泉 雲YUNOHANA RESORT 翠泉

京都府亀岡市ひら田野村湯の花温泉
 〒603-8100
 0771-22-7979(TEL)
 料金は1泊(2名) 38,000円～(平日)

10

11

3

小林 信仁

経営者保証改革プログラム ～希望しない経営者保証の縮小～

中小企業が金融機関から融資を受ける際に、慣行として経営者個人が会社の連帯保証人になっていましたが、2014年に「**経営者保証に関するガイドライン**」が策定され原則的に連帯保証人を徴求する考え方について見直しが図られました。

その内容としては、以下のガイドラインの項目のすべてまたは一部を満たしている場合は、**経営者保証なしで融資を受けられる可能性、またはすでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性がある**、という主旨のものでした。

経営者保証 ガイドライン項目	ポイント
① 法人・個人の資産分離	法人の業務、経理、資産所有等に関し、 法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとりを、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備すること
② 財務基盤の強化	財務基盤が強化されており、 法人のみの資産や収益力で返済が可能であること
③ 経営の透明性	金融機関に対し、 資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等の財務情報が適時適切に開示されていること

しかし、上記の経営者保証ガイドラインが策定された後も、**代表者を連帯保証人として融資を実行することが続いて**しまっていました。

そこで、**経営者保証改革プログラム**により経営者保証に依存しない融資慣行を更に確立していくために以下の施策が新たに始まることになりました。連帯保証を求められないことで融資を活用した思い切った事業展開等を行うことに対するハードルが下がり、国内産業が活性化することが期待されています。

主な施策内容	開始予定時期
経営者の取組次第で達成可能なガイドラインの要件を充足すれば、 信用保証料の上乗せ により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設	2024年4月～
流動資産(売掛金、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度において、 経営者保証の徴求を廃止	2024年4月～
信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、 借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証) の時限的創設	2024年4月～
上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討	順次
金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、経営者保証を解除することができる現行制度の活用を検討するよう経済産業大臣・金融担当大臣から要請	年内
保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような誤解が生じない広報の展開	年内

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年5月1日時点
創業融資の基準金利	2.23～3.20%	2.27～3.30%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年9月30日まで	変更なし

貸倒損失 ～売掛金等が回収できない場合～

1. 概要

取引先の倒産などにより、売掛金、受取手形、貸付金などの債権を回収できなくなった場合には、要件を満たす場合に限り、貸倒損失という費用を計上することができ、課税所得を圧縮することができます。

2. 貸倒損失として損金処理できる場合

①法律上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-1)

金銭債権が法的に消滅した場合です。この場合は、費用として会計処理を行うといった「損金経理」の要件はありません。

しかし、いつでも損金にできるわけではなく、その取引先が、法的に会社更生法の規定による更生計画認可の決定されたとき等に対応する事業年度等に限り損金とすることが可能です。更生計画の申し立てや手続きが開始されただけでは損金とすることはできません。

金銭債権が切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- 1 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額
- 2 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定および行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額
- 3 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

出典：国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5320.htm>

②事実上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-2)

取引先が、債務超過による経営危機等により支払が行えなくなった場合など、債券の全額が回収不能となった場合に債権放棄を行うことで貸倒れとして損金経理することができます。この場合には、①の法律上の貸倒れと異なり、「損金経理」する必要があり、損金経理できるのは、債務免除の通知をした事業年度に限ります。

債務免除は、回収できないことが明らかで、その会社が債務超過である期間が相当期間継続している必要があるなど、ケースに限らず債務免除通知すれば認められるわけではありません。また、この場合には、債権の全額が回収不能な場合に限りますので一部を回収できる場合には適用できません。

金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。ただし担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

出典：国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5320.htm>

③形式上の貸倒れ(法人税基本通達9-6-3)

取引先から、1年以上の一定期間にわたり弁済がなく、債権の回収が困難になった場合にも、貸倒れとして損金経理することができます。督促しても回収できない場合や、取引先が遠方であること等により回収するための費用が債権金額を上回るケースなど、債権者の事情も考慮されるのが特徴です。

なお、この場合の取引先は継続取引先である必要があり、単発の仕事や貸付金は対象になりません。また、備忘価額として帳簿上、売掛金を1円残す必要があります。

一定期間取引停止後弁済がない場合等

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権(貸付金などは含みません。)について、その売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

1 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき

(ただし、その売掛債権について担保物のある場合は除きます。)

なお、不動産取引のように、たまたま取引を行った債務者に対する売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

2 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合

出典：国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5320.htm>

税務調査では、貸倒れの要件についての事実認定と貸倒損失の損金計上時期が問われます。請求書や納品書、メールの履歴、社内の報告書、裁判関係書類など、事実の経緯を残しておくことが大事となります。

令和5年度労働保険の年度更新と 定時決定(算定基礎届)

令和5年度労働保険の年度更新

令和5年度労働保険の年度更新の申告・納付は**6月1日(木)～7月10日(月)**です。
確定保険料の算定方法が**例年と異なります**。

1. 概要

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続きが必要です。これが「**年度更新**」の手続きです。

2. 変更点

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

令和5年度労働保険の年度更新では、**令和4年度の雇用保険率が年度途中で変更**していることに伴い、前期(令和4年4月1日～同年9月30日)と後期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に分けて算出します。
また申告書の様式も、一部変更となっていますのでご注意ください。

3. 継続事業用・労働保険年度更新 申告書の書き方

記入にあたっては、5月末に労働局より送付された申告書に同封されている「**労働保険 年度更新 申告書の書き方**」をご参考にご記入いただくか、下記サイトをご参照ください。

また申告書計算支援ツールも厚生労働省よりエクセルで提供されていますので、ご利用ください。

【令和5年度事業主の皆様へ(継続事業用)労働保険年度更新申告書の書き方】(厚生労働省HPより)

▶<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/kakikata/keizoku.html>

【年度更新申告書計算支援ツール】(厚生労働省HPより)

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html

定時決定(算定基礎届)

提出期間は、**7月1日(土)~7月10日(月)**です。
6月中旬ごろより順次発送されます。

1. 概要

健康保険および厚生年金保険の被保険者等の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7月1日現在で使用している全被保険者の3カ月間(4月~6月)の賃金を「算定基礎届」により届出し、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。これを「**定時決定**」といいます。決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

2. 算定基礎届の記入・提出

厚生労働省より、動画・PDFファイルが提供されていますのでご参照ください。

【動画】

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/santeisetsumei.html>

【PDF】

▶<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.files/santei.guide.book.pdf>

ポイント

上記2つの提出にあたっては、確認する賃金にご注意ください。

①労働保険年度更新

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払いが確定した賃金を基に集計します。
実際に支払われていなくても算入してください。

②定時決定(算定基礎届)

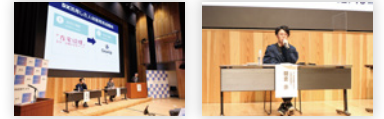
令和5年4月から6月までに支給された賃金を基に集計します。

メディア実績



セミナー

2022年12月



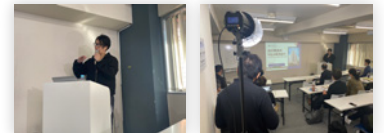
会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アックスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナー-ONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『士業ランキング500』2022年完全版

書籍



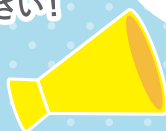


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶





拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!